

Sera SR-FP News 第88号 (2024.9月号)

Sera Syakaihoken-Roumushi Financial-Planner News



発行日 2024.9.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

9月1日は防災の日でした。台風10号は、記録的な豪雨、風をもたらせました。早め早めに備えを行うよう繰り返し報道されました。また、8月上旬の宮崎の地震のあと「南海トラフ臨時情報」が発令されて注意喚起されました。「備えあれば憂いなし」、改めて考えなおすいい機会ですね。

9月号をお届けします。よろしくお願いします。



サギソウ【東山植物園】2024.8.27 撮影

【INDEX】

- 雇用に関する最新情報
2024年最低賃金の決定について 1
- 労働安全衛生に関する最新情報
「労働者死傷病報告」について 2
～電子申請が義務化されます～
- 労働に関する最新情報
「令和5年度雇用均等基本調査」の結果について 2
- 特集
公的年金 2024年財政検証結果の概要について(その2) 3
- 日経新聞拾い読み
相続手続き、進む効率化 (マネーのまなび)
- PRIVATE 4
立山縦走&アルペンルート 4

■雇用に関する最新情報

2024年最低賃金の決定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。都道府県別の最低賃金は右記のとおりです。(抜粋)

これは、7月25日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。(目安は+50円)

【ポイント】

○47都道府県で、50円～84円の引上げ(引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県)

○改定額の全国加重平均額は1,055円(昨年度1,004円)

○全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額

○最高額(1,163円)に対する最低額(951円)の比率は81.8%(昨年度は80.2%)。なお、この比率は10年連続の改善

【都道府県別最低賃金(抜粋)】

都・県名	2024年	2023年	増加額
愛知県	1,077円	1,027円	50円
岐阜県	1,001円	950円	51円
三重県	1,023円	973円	50円
東京都	1,163円	1,113円	50円

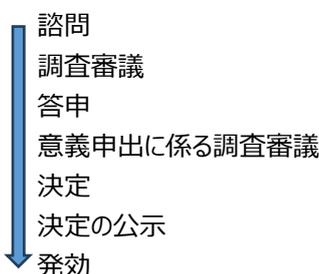
答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

【中央最低賃金審議会】

(目安審議)



【地方最低賃金審議会】



■労働安全衛生に関する最新情報

「労働者死傷病報告」について～電子申請が義務化されます～

労働者が労働災害等による死亡や休業したときは、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出しなければなりません。法律の改正に伴い、電子申請が義務化されます。

■電子申請の方法

- ①電子申請にあたっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」による届出を作成
- ② ①によって作成した届出書を e-Gov を介して直接電子申請

■主な改正点

電子申請による報告の主な改正点は、次のとおりです。

○プルダウン方式への変更

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択またはコード入力とし、分類を統一

- ①事業の種類：日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）または大分類から細分類までの業種を選択すると、対応するコードが入力内容に反映される
- ②被災者の職種：日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）または大分類から小分類までの職種を選択すると、対応するコードが入力内容に反映される
- ③傷病名および傷病部位：傷病名および傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映される
- ④国籍・地域および在留資格：国籍・地域および在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映される

■労働に関する最新情報

「令和5年度雇用均等基本調査」の結果について

～女性の管理職割合や育児休業取得率などに関する状況の公表～

厚生労働省は、この度、「令和5年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめました。

「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和5年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和5年10月1日現在の状況を調査しています。

【企業調査 結果のポイント】

■女性管理職等を有する企業割合

係長相当職以上の女性管理職等を有する企業割合を役職別にみると、

- 部長相当職ありの企業は 12.1%（前年度 12.0%）
- 課長相当職ありの企業は 21.5%（前年度 22.3%）
- 係長相当職ありの企業は 23.9%（前年度 22.9%）

となっています。

■管理職等に占める女性の割合

- 管理職等に占める女性の割合は、
- 部長相当職では 7.9%（前年度 8.0%）
 - 課長相当職では 12.0%（前年度 11.6%）
 - 係長相当職では 19.5%（前年度 18.7%）

となっています。

○災害発生状況について

災害発生状況について、原因等の把握につなげやすいため、次の5段階構成の間に回答する方法へ変更

- ①どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）
- ②どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）
- ③どのような物（機械、化学物質等）、または環境（起因物および加害物）によって災害が発生しましたか？
- ④どのような不安全な、または有害な状態があって災害が発生しましたか？
- ⑤どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

○災害発生時の「略図」や添付書類ファイルのアップロード

■義務化される報告書

労働者死傷病報告書のほか以下の報告も電子申請が義務化されます。

- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施結果報告

■施行日

2025年(令和7年)1月1日

【事業所調査 結果のポイント】

■育児休業取得者の割合

女性：84.1%（令和4年度 80.2%）

男性：30.1%（令和4年度 17.13%）

※令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者が出産した男性）のうち、令和5年10月1日までに育児休業（産後パパ育休を含む。）を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合。

<調査時期> 令和5年10月1日現在の状況について、令和5年10月1日から10月31日までの間に調査実施。

<調査対象>

企業調査(常用労働者10人以上)：調査対象数6,000企業(有効回答数3,034企業 有効回答率50.6%)

事業所調査(常用労働者5人以上)：調査対象数6,300事業所(有効

回答数3,495事業

所、有効回答率

55.5%)



公的年金 2024年財政検証結果の概要について(その2)

前回の続きで、財政検証のオプション試算についての概要についてご案内します。①被用者保険のさらなる適用拡大を行った場合 ②基礎年金の拠出期間の延長を行った場合 ③マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合 ④在職老齢年金制度を撤廃した場合 ⑤標準報酬月額の上限を見直した場合について試算しています。

■被用者保険のさらなる適用拡大を行った場合

【適用拡大の案】

- ①:被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上の個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人加入)
- ②:①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃または最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人加入)
- ③:②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人加入)
- ④:所定労働時間が週10時間以上のすべての被用者を適用する場合(約860万人加入)

将来の所得代替率(給付水準調整終了後の所得代替率)					
	現行制度	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
成長型経済移行・継続	57.6%	58.6% +1.0%	59.3% +1.7%	60.7% +3.1%	61.2% +3.6%
過去30年投影	50.4%	51.3% +0.9%	51.8% +1.4%	53.1% +2.7%	56.3% +5.9%

■基礎年金の拠出期間延長を行った場合

○基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金を増額する仕組みとした場合 ※本件は提案されて早々に見合わせと発表されました。

将来の所得代替率				
	現行制度 (40年加入モデル)		基礎年金45年化 (45年加入モデル)	
成長型経済移行・継続	57.6%	+7.1%	64.7%	うち40年分 57.5%
過去30年投影	50.4%	+6.9%	57.3%	うち40年分 51.0%

■マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○マクロ経済スライド調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更する

将来の所得代替率			
	現行制度		調整期間の一致
成長型経済移行・継続	57.6%	+3.6%	61.2%
過去30年投影	50.4%	+5.8%	56.2%

■65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組みを撤廃した場合
⇒働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

所得代替率への影響	比例：▲0.5% ※基礎年金は影響なし
-----------	---------------------

■標準報酬月額の上限

○厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

- ①75万円(上限該当者4%相当) ②83万円(上限該当者3%相当) ③98万円(上限該当者2%相当)

⇒上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数	保険料収入増加額	所得代替率への影響	上限該当者に係る老齢厚の給付額
現行 65万円	259万人	-	-	
見直し① 75万円	168万人	4,300億円	比例：+0.2%	+6.1万円/年
見直し② 83万円	123万人	6,600億円	比例：+0.4%	+11.0万円/年
見直し③ 98万円	83万人	9,700億円	比例：+0.5%	+20.1万円/年

■ 日経新聞拾い読み

相続手続き、進む効率化 (マネーのまなび) 2024.8.17

預金・不動産、一括照会可能へ

相続で遺族などが直面する煩雑な手続きの効率化が進みそうだ。2024年3月から被相続人(亡くなった人)などの戸籍情報について本籍地が遠かったり、生前の転居などで請求先が複数あったりする場合に最寄りの役場でまとめて取得できるようになったのに続き、故人の財産を一括で照会できる制度が預貯金では25年3月末をメドに、不動産では26年2月に始まる予定だ。それぞれの制度を活用し、相続に役立てたい。

「相続人の負担が相当軽くなっている」。司法書士の船橋幹男氏は、法務省が始めた「戸籍の広域交付制度」についてこう話す。相続で財産の分け方を決める際は相続人を確定するため、故人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本をすべて集める必要がある。戸籍を遡れば、例えば故人に離婚経験があり前の配偶者との間に子どもがいるといったことが分かる。

故人に転居などで複数の本籍地がある場合、子どもなど相続人はこれまで各地の役場に出向いたり、郵送で請求したりするなどしていた。「すべての戸籍を集めるだけで数カ月かかることも少なくなかった」(船橋氏)という。

しかし全国の市区町村と法務省をつなぐ「戸籍情報連携システム」が3月に稼働。利用者が自分の居住地など最寄りの役場で申請すると、同システムを通じて例えば故人の出生時、転居時、死亡時の本籍地の役場から戸籍謄本をまとめて入手できるようになった。

申請者は市区町村役場の窓口に出向いて手続きをする必要があり、戸籍謄本の取得に1通当たり450円かかる。交付までにかかる日数はケース・バイ・ケース。本籍地があった市区町村が少なければ当日交付も可能とする自治体があれば、数が多いと1週間程度かかるとする自治体もある。申請する際に確認するといだろう。

(後略)

戸籍情報連携システムの稼働により、故人の本籍地に出向かなくても入手できるようになっています。私事ですが、義母の本籍地まで出向いて入手した覚えがあります。

預金、不動産についても、これまでけっこう煩雑な手続きで時間を要しています。来年3月から一括照会できるのですが、現在各銀行によって異なる手続き方法についても、様式を含めて統一してもらうとっと楽になるのですが、ナンバーを活用してさらに利便性を高めてほしいと願います。

□PRIVATE

立山縦走&アルペンルート

名古屋の山の会のメンバー8人で立山縦走してアルペンルートを巡ってきました。立山は富士山・白山とともに霊峰三山の一つで、昔から信仰の山として登られてきました。

1日目、名古屋から富山経由室堂へ。室堂から1時間登って一の越山荘に宿泊。好天に恵まれて北アルプスの山々がよく展望でき、富士山も遠望できました。

2日目、まずは主峰の雄山です。頂上の雄山神社では、ご祈祷していただけます。(祈祷料700円)

大汝山、富士の折立、真砂岳、別山、別山乗越と縦走し、雷鳥沢に下山。約9時間の縦走でした。

3日目は、観光です。室堂から長野県側へのトローリーバス、ロープウェイ、ケーブルカーを乗り継いで黒四ダムへ。よくこんな大きなダムを造ったと驚きです。



室堂から雄山



雄山頂上



別山から劔岳



黒四ダム

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市長区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)